

○第19回農薬第四専門調査会（非公開）

日時：令和4年9月29日（木）13：59～16：42

議事概要：

（1）農薬（ジメトモルフ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ジメトモルフの許容一日摂取量（ADI）を0.11 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、きゅうり、ぶどう等に使用します。今回、キャベツ及び非結球レタスへの適用拡大申請及びインポートトレランス設定（こまつな、パパイヤ等）の要請がなされています。